

一般議案用

消防局

議案第50号 民事調停の申立てについて

議案第50号民事調停の申立てについて、別添の資料をもとにご説明いたします。

説明資料の2ページ目をお願いいたします。

事件の概要及び申立ての趣旨についてであります。令和6年8月1日、大津市役所別館1階のベランダにおいて、宙吊り状態の要救助者をロープで引き上げて救出するための訓練を行っていた消防職員が、当該ベランダから地面に落下して死亡した事故に関し、法定相続人である相手方らに支払うべき損害賠償額の確定を求めて、民事調停を申し立てるものです。

説明資料の3ページ目をお願いいたします。

事件の経過についてであります。令和7年2月5日、地方公務員災害補償基金から訓練中の事故に係る公務災害の認定がなされました。

令和7年7月3日には、大津市消防賞じゅつ金審査委員会におき

まして、殉職者賞じゅつ金490万円を支給することが妥当であるとの結論となり、市議会での委員会審議を経まして、議決を受け、同日に支給決定しました。また、令和7年12月15日には、地方公務員災害補償基金が補償額を決定しております。

一方で、令和7年3月5日には、業務上過失致死罪で職員1名（36歳・男性）が天津地方検察庁に事件送致（書類送検）され、数回の検事、調べを経まして、令和7年11月26日に罰金50万円の略式命令がなされました。

これらの経緯から、捜査の終了を持って事故報告書の公表、職員の懲戒処分を行ったところであり、一定の刑事処分や行政処分が終了したことから、民事的な解決に向けて進めていきたいと考えるものです。

以上で、議案第50号民事調停の申立てについての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。